

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年5月27日

【発行者名】 三菱UFJ投信株式会社

【代表者の役職氏名】 取締役社長 後藤 俊夫

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

【事務連絡者氏名】 井上 靖
連絡場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

【電話番号】 03-6250-4740

【届出の対象とした募集内国投資信託
受益証券に係るファンドの名称】 MAXISトピックスリスクコントロール（10%）上場投
信

【届出の対象とした募集内国投資信託
受益証券の金額】 当初設定額 上限100億円
継続募集額 上限10兆円

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成24年7月23日に届出済みの有価証券届出書の記載事項の一部に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、提出するものです。

【訂正の内容】

<訂正前> および <訂正後> に記載している下線部__は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】**(1)【ファンドの名称】**

<訂正前>

MAXISTピックスリスクコントロール(10%)上場投信(「ファンド」といいます。)
(略)

<訂正後>

MAXISTピックスリスクコントロール(10%)上場投信(「ファンド」といいます。)
ファンドの愛称を「NISA向けリスコン10」とします。

当ファンドは、少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」を利用しない場合でも購入が可能です。
また、非課税口座以外から購入する場合は、NISAの適用対象外となりますのでご注意ください。

(略)

第二部【ファンド情報】**第1【ファンドの状況】****4【手数料等及び税金】****(5)【課税上の取扱い】**

<訂正前>

(略)

平成26年1月1日以降の税率は、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)
となる予定です。

法人の受益者に対する課税

(略)

<訂正後>

(略)

平成26年1月1日以降の税率は、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)
となる予定です。

平成26年1月1日以降、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」がご利用になれます。NISAの制度を利用された場合には、年間100万円の範囲で購入した公募株式投資信託や上場株式等から生じる配当所得・譲渡所得等が5年間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社に非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

(略)